

令和2年7月3日

岩手県剣道連盟審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

全日本剣道連盟は、6月22日付けで「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」を制定しました。これを受けて、岩手県剣道連盟でも、本県の審査会の実情に則した「岩手県剣道連盟審査会ガイドライン」を制定します。審査会を担当していただく市町村剣道協会及び県連事務局（以下「主催者」）と、受審者は、両方のガイドラインを遵守してください。

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

1 主催者は、開催要項を作成するにあたって、全剣連「審査会ガイドライン」を遵守しながら、密接、密集を防ぐため、次のことに留意して、開催要項を作成する。

① 日程について

段位によって開始時間を分ける。

・初段 8 : 0 0

・二段～五段 1 1 : 0 0

② 審査会の手順について

これまでの統一した手順を変更する。

・開会行事 ⇒ 省略。受付で受審者を確認する。

・学科審査 ⇒ 事前に開催要項で各段の課題を掲載し、指定の解答用紙兼確認票（様式は岩手県剣道連盟ホームページからダウンロードする）を回収する。

③ 審査費用および合格者納付金について

審査費用（審査料・講習料）は事前に岩手県剣道連盟へ振り込みとする。

合格者納付金（登録料・県連協力金）は1週間以内に振り込みとする。

振込先 ゆうちょ銀行 02260-7-59699

岩手県剣道連盟

※ 学校や団体等でまとめて振り込みも可、但し通信欄に受審者全員の氏名を記入すること。

④ 受付について

受審者が入場したら、速やかに解答用紙兼確認票を回収し受審番号札を配布する。

⑤ 審査会場について

入場口にアルコール消毒液を設置する。

実技審査会場と日本剣道形審査会場を確保する。

【受審にあたって】

1 受審者は、全剣連「審査ガイドライン」1. 以下に該当する者は受審者できない。(ア)～(オ)を遵守すること。

2 学科審査は、開催要項に各段の課題を掲載するので、事前に岩手県剣道連盟ホームページから解答用紙兼確認票をダウンロードし、自筆で解答を記入する。

- 3 受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、解答用紙兼確認票の当日体温の欄に記入し受付に提出する。

【審査会場入場にあたって】

- 1 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを必ず持参する。実技審査以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみでも可。
- 2 できるだけ館内更衣室を利用せず、入場前に着替えを済ませる。
- 3 入場は原則として受審者のみとする。但し、学校等の監督・引率者で入場が必要な場合は、事前に事務局へ申し出て許可を得る。（体温測定を含めた健康チェックを行う）
- 4 入場する際は、入口にあるアルコール消毒液を利用する。

【審査会場での留意事項】

- 1 受審者は、会場内において主催者の指示に従って行動し、常にフィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低1メートル、できれば2メートル）を意識して距離を保つように心掛ける。
- 2 受審者は、審査会場内でもこまめにうがい、手洗い、アルコール消毒を行う。

【申込・受付等】

- 1 受審申込は、期日までに所定の申込用紙に必要な事項を記入し、二段以上の受審者は前段証書写しを添えて主催者（開催市町村協会）に郵送すること。
- 2 審査費用（審査料・講習料）は期日までに、岩手県剣道連盟に振り込むこと。
- 3 受審者は、密接、密集を回避しながら、入場順に受付に解答用紙兼確認票を提出し、受審番号札を受け取り垂に貼り付ける。
- 4 開会行事は行わないので待機し、主催者の指示で日本剣道形講習を開始する。

【日本剣道形講習】

- 1 受審者は、指示された場所で日本剣道形講習を受講する。
- 2 受審者および講師（審査員）は、マスクを着用する。

【実技審査・日本剣道形審査】

- 1 日本剣道形講習終了後、主催者の指示に従い実技審査を行う。
- 2 実技審査終了後、2組（10人）ずつ日本剣道形審査会場に移動し、日本剣道形審査を行う。剣道形審査終了後、すみやかに実技審査会場に移動し待機する。

【合格発表】

- 1 日本剣道形審査終了後、準備ができ次第合格発表を行う。
- 2 受審者は、合否を確認し合格者は、1週間以内に合格者納付金（登録料・県連協力金）振り込む。
- 3 各自、忘れ物がないように持ち物等確認し、すみやかに退場する。
- 4 受審者は、審査終了後14日以内に感染、または感染の疑いが発生した場合は、岩手県剣道連盟事務局または担当市町村協会事務局へ必ず報告する。